

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	松前町(全域)	令和4年2月18日	令和5年1月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	423.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.0ha
②-1 町営牧場の耕作面積	269.4ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	26.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-
(備考)	

注1:③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落の農業経営者、耕作者や農地所有者の高齢化が進んでおり、農作業の負担も重く、将来の地域農業の担い手の確保が危惧される。

近年、鹿や熊の出没が多数見られる。被害の発生と増加。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当町の農地利用は、中心的な農業経営者に集約するほか、新たに農業を始めるなど農地の必要な他の農家の方も含め、必要に応じ対応することで基盤を整えていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>新規就農の取り組み方針</p> <p>地域内外からの新規就農者の定着を支援するなど基盤や体制を整えていく。</p>
<p>農地の貸し付け意向</p> <p>貸付け等を希望する農地は、145ha ある。関係機関と連携を密にし対応を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 (原則活用していくが、当事者の判断等、他の事情も考慮に入れる)</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取り組み方針</p> <p>関係機関と連携を密にし、情報の共有や注意喚起の対応等、被害防止に向け取り組む。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。